

令和3年5月 日

(名称) 橋本市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

橋本市は、南海高野線沿線に住宅地が大規模開発され、その地域では住民の年齢層も比較的低いが、旧来の住宅地や郊外地域では高齢化が顕著である。高齢化率は現時点で約33%であり、今後も高齢化に対応したまちづくりを進める必要がある。また地形的事情から、交通不便な山間・農村部も多いが、生活機能を担う商業施設は散在し、総合病院も郊外地域にあるため、日常生活において移動の確保は市民の生命線であり、生活交通路線の確保・維持は必要不可欠である。

公共交通は、大阪へと通じる南海高野線、和歌山市や奈良方面へと通じるJR線の鉄道を軸に、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。生活交通の必要性から住民の公共交通への関心は高く、これまで数多くの要望が寄せられ、市町村合併前の平成18年2月からコミュニティバスの運行を開始。同年3月の合併後も、一部民間路線バスの撤退、高齢化や免許返納によるニーズの変化、コミュニティバスで補完できない地域における移動手段の確保、民業圧迫の回避など、様々な課題解決に向けて継続的に取り組んできた。平成23年度には「生活交通ネットワーク計画」を、平成28年度には「地域公共交通網形成計画」を策定し、同計画に基づき平成29年12月、令和2年1月と段階的に地域公共交通の再編を実施。コミュニティバス路線と民間路線との競合区間の解消や一部区間のデマンド化などを行った。市内の幹線交通を路線バスが担い、コミュニティバス、デマンド交通が支線の役割を果たしている。

しかしながら、令和2年の再編直後に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、現在、地域公共交通は極めて困難な状況にある。また、乗り継ぎ不便解消など取り組むべき課題も残っている。市民の日常生活の維持と地域経済活性化のため公共交通はなくてはならないものであり、限られた資源の中で、より安全で利便性の高い移動手段として維持していく必要があることから、本事業は必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

以下項目の効果を踏まえ、コミュニティバス収支率15%（令和2年度10.7%）デマンド交通稼働率20%（令和2年度13.4%）以上とする。

- ①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進
 - ・行政と交通事業者における情報交換会の実施 2回/年
 - ・事業者への聞き取り（コロナの影響・対策含む現状）4回/年（1事業者当たり）
- ②市民・地域の理解・主体性の醸成
 - ・再編後の公共交通に関する意見収集、情報提供（コロナ対策含む）各地区1回/年
 - ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり 1回/年
- ③コミュニティバスと民間路線の競合解消/行政が対応すべき移動の効率的なケア
 - ・路線重複箇所の効率化 競合解消路線1路線
 - ・運行継続基準の明示による地域主体の取り組み促進（指標は上記目標に同じ）
- ④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化
 - 乗り継ぎ負担の緩和
 - ・路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定
 - ・乗り継ぎ負担の少ない料金のしくみづくり
- ⑤幹線・民間路線の育成
 - 幹線等の利用促進活動の展開
 - 幹線路線等の役割・位置づけの明示・周知（公共交通マップ、市ホームページ、標準的なバス情報フォーマットの活用等）

(2) 事業の効果

市民の移動手段を確保し利用を促進することで公共交通ネットワークの持続的な運営につながり、必要不可欠な生活交通が維持されるとともに地域活性化にもつながる。

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

公共交通やまちづくりに関する現状及び課題や方向性の共有を図ることができる。

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・市民に対し公共交通の現状と課題、課題解決に向けての取り組みを共有できる。
- ・地域公共交通網形成計画の実効性を高めるために不可欠な地域住民の理解と行動につながる。

③コミュニティバスと民間路線の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア

- ・鉄道及び幹線民間路線バスとコミュニティバスの役割分担をすることで効率的で持続可能な公共交通網形成につながる。
- ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しに係る運行継続基準を明示することで、地域公共交通の運行継続等について地域主体の取り組みにつながる。

④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

乗り継ぎ負荷の緩和を図ることで、利用者の利便性の向上、利用促進につながる。

⑤幹線・民間路線の育成

市民に対して幹線路線等の役割の認知、浸透を図ることで、理解と利用促進につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

行政と交通事業者における情報交換会の実施（行政・各交通事業者）

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・公共交通に関する情報提供（行政）
- ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり（行政）

③コミュニティバスと民間路線の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア

- ・コミュニティバス路線の効率化・ネットワークの役割分担（行政・各交通事業者）
- ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しに係る運行継続基準の明示（行政）

④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

乗り継ぎ負荷の緩和（行政・各交通事業者）

⑤幹線・民間路線の育成

幹線等の利用促進活動の展開（行政・各交通事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

橋本市から運行事業者への運行に係る補助金については、運行事業者の損失額から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

数値的な達成状況に下記項目の結果や外的因子も勘案し評価

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

情報交換会、訪問による聞き取り等

②市民・地域の理解・主体性の醸成

地域懇談会等による情報提供、ヒアリング、理解の促進

③コミュニティバスと民間路線の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア

役割分担及び効率的運用に向けた事業所との情報交換
運行基準の達成状況等の分析、住民へのヒアリング

④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

利用実績、意見収集等による調査・分析

⑤幹線・民間路線の育成

利用実績、意見収集等による調査・分析

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成30年6月8日（金）第1回幹事会
コミバス・デマンド交通利用状況等、生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）、地域公共交通再編実施計画の策定について協議
- ・平成30年6月29日（金）第1回協議会
利用状況等、生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）、地域公共交通再編実施計画の策定について協議・合意
- ・平成31年1月11日（金）第2回幹事会
利用状況等、恋野橋の通行止めに伴う対応等、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価、地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について協議
- ・平成31年1月18日（金）第2回協議会
利用状況等、恋野橋通行止めに伴う対応等、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価、地域公共交通再編実施計画の策定及び市内公共交通の再編実施について協議・合意
- ・平成31年3月18日（月）第3回幹事会
利用状況等、恋野橋通行止めに伴う対応等、地域公共交通網形成計画の取組み、地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について協議
- ・平成31年3月27日（水）第3回協議会
利用状況等、恋野橋通行止めに伴う対応等、地域公共交通網形成計画の取組み、地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について協議・合意
- ・令和元年5月24日（金）第1回幹事会
利用状況等、恋野仮橋通行に伴う対応等、地域公共交通再編実施計画、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について協議
- ・令和元年5月31日（金）第1回協議会
利用状況等、恋野仮橋通行に伴う対応等、地域公共交通再編の実施、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について協議・合意
- ・令和元年8月20日（火）第2回協議会
利用状況等、地域公共交通再編の実施について（実施日・停留所・ルート（コミ・デマ）・時刻表・運行日・運賃・新設する路線バス）協議・合意
- ・令和2年5月20日（水）第1回協議会
利用状況等、市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について協議・合意
- ・令和2年8月4日（火）第2回協議会
第1回ネットワーク協議会の議決結果、かつらぎ町無料循環バスの通過、高野町「夢たまごハイランドタクシー」の運行変更にかかる本市への承認依頼について協議・合意
- ・令和2年10月2日（金）第1回幹事会
高野町「夢たまごハイランドタクシー」について協議
- ・令和3年1月4日（月）第3回協議会
利用状況等、高野町「夢たまごハイランドタクシー」の運行変更にかかる本市への乗入れの承認、令和2年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議・合意
- ・令和3年2月9日（火）第2回幹事会
令和4年度以降の地域公共交通等のあり方について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

市生活交通ネットワーク協議会へ利用者代表として橋本市区長連合会より2名、橋本市老人クラブ連合会、橋本市身体障害者連盟より各々代表委員1名、橋本商工会議所及び高野口町商工会から各々代表委員1名に参加していただいている他、下記の地域懇談会やアンケート調査を実施した。

○地域懇談会の開催

- ・対 象 : 橋本市在住の市民
- ・回 数 : 8回
- ・期 間 : 平成30年6月9日～平成31年2月16日
- ・参加人数 : 190人

○市民アンケート調査

- ・調査対象 : 橋本市在住の市民
- ・調査方法 : 地域懇談会の参加者
- ・調査期間 : 平成30年
- ・回収状況 : 168件

○コミュニティバス乗降調査

- ・調査対象 : 橋本市コミュニティバスの乗客
- ・調査方法 : コミュニティバス車内での聞き取り調査（無記名方式）
- ・調査期間 : 平成30年6月8日～7月27日
- ・回収状況 : 200件

○インターネットアンケート調査（試行）

- ・調査対象 : 橋本市コミュニティバスの乗客
- ・調査方法 : グーグルフォームを活用したアンケート調査（無記名方式）
- ・調査期間 : 令和2年9月7日～11月9日
- ・回収状況 : 7件

19. 協議会メンバーの構成員

橋本市生活交通ネットワーク協議会 構成メンバー

	団体名	役職名	備 考
1号委員	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課	課長	関係する都道府県
1号委員	橋本市	副市長	関係する市区町村
1号委員	橋本市経済推進部	部長	関係する市区町村
1号委員	橋本市健康福祉部	部長	関係する市区町村
1号委員	橋本市総合政策部	部長	関係する市区町村
2号委員	西日本旅客鉄道(株)	橋本駅長	鉄道事業者
2号委員	南海電気鉄道(株)	橋本駅長	鉄道事業者
2号委員	南海りんかんバス(株)	取締役社長	一般乗合旅客自動車運送事業者
2号委員	有鉄観光タクシー(株)	社長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	大阪第一交通(株)橋本営業所	所長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	橋本タクシー(株)	社長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	南海りんかんバス(株)	従業員代表	一般旅客自動車運送事業者の運転者
2号委員	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	和歌山県バス協会長又はその指名する者
2号委員	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	和歌山県タクシー協会長又はその指名する者
2号委員	一般社団法人 和歌山県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	和歌山県ハイヤー・タクシー協会長又はその指名する者
3号委員	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	道路管理第一課長	道路管理者又はその指名する者
3号委員	和歌山県伊都振興局 建設部	部長	道路管理者又はその指名する者
3号委員	橋本市建設部	部長	道路管理者又はその指名する者
4号委員	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官 輸送監査部門	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
4号委員	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官 総務企画部門	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
5号委員	和歌山大学 経済学部	教授	学識経験者
5号委員	橋本市身体障害者連盟	顧問	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市老人クラブ連合会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市区長連合会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市区長連合会	理事	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市社会福祉協議会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市女性会議	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本商工会議所	会頭	商工会議所又は商工会
5号委員	高野口町商工会	会長	商工会議所又は商工会
5号委員	橋本市議会	議長	市議会議員
5号委員	橋本市議会	総務委員会委員長	市議会議員
5号委員	橋本警察署	署長	橋本警察署長又はその指名する者
5号委員	かつらぎ警察署	署長	かつらぎ警察署長又はその指名する者
5号委員	橋本市市民病院総務部	課長	橋本市市民病院長又はその指名する者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

(所 属) 橋本市総合政策部政策企画課

(氏 名) 主任 平井 新也

(電 話) 0736-33-7117 (直通)

(e-mail) kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
橋本市	南海りんかんバス (株)	(1) 橋本市コミュニティバス 東部線	車庫前	あやの台 オークワ 前	車庫前	23.2km 循環	293日	1172回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	③平成23年度以 降に本節における 補助金の交付を 受けたことがある もの
		(2) 紀見橋本病院線	橋本 駅前	紀見	橋本市 民病院 前	往 7.7km 復 7.7km	293日	2573回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	
		(3) 橋本市コミュニティバス 東西幹線①	車庫前	紀伊山田 駅前	橋本 駅前	往 11.9km 復 11.9km	293日	293回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR鉄道駅「高野口駅」、「紀伊山 田」に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	
		(4) 橋本市コミュニティバス 東西幹線②	橋本駅 前	高野口駅前	橋本 駅前	13.2km 循環	293日	879回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、「紀伊山田」に近 接及び接続し、接続ダイヤを設定	
		(5) 橋本市コミュニティバス 西部線	橋本駅 前	高野口駅前 学文路駅前	橋本 駅前	31.1km 循環	293日	1172回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、南海鉄道駅「紀伊 清水」、「学文路」に近接及び接続 し、接続ダイヤを設定	

- (注)
- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
橋本市	南海りんかんバス (株)	(1) 橋本市コミュニティバス 東部線	車庫前	あやの台 オークワ 前	車庫前	23.2km 循環	293日	1172回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	③平成23年度以 降に本節における 補助金の交付を 受けたことがある もの
		(2) 紀見橋本病院線	橋本 駅前	紀見	橋本市 民病院 前	往 7.7km 復 7.7km	293日	2587回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	
		(3) 橋本市コミュニティバス 東西幹線①	車庫前	紀伊山田 駅前	橋本 駅前	往 11.9km 復 11.9km	293日	293回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR鉄道駅「高野口駅」、「紀伊山 田」に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	
		(4) 橋本市コミュニティバス 東西幹線②	橋本駅 前	高野口駅前	橋本 駅前	13.2km 循環	293日	879回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、「紀伊山田」に近 接及び接続し、接続ダイヤを設定	
		(5) 橋本市コミュニティバス 西部線	橋本駅 前	高野口駅前 学文路駅前	橋本 駅前	31.1km 循環	293日	1172回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、南海鉄道駅「紀伊 清水」、「学文路」に近接及び接続 し、接続ダイヤを設定	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
橋本市	南海りんかんバス (株)	(1) 橋本市コミュニティバス 東部線	車庫前	あやの台 オークワ 前	車庫前	23.2km 循環	293日	1172回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	③平成23年度以 降に本節における 補助金の交付を 受けたことがある もの
		(2) 紀見橋本病院線	橋本 駅前	紀見	橋本市 民病院 前	往 7.7km 復 7.7km	293日	2580回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	
		(3) 橋本市コミュニティバス 東西幹線①	車庫前	紀伊山田 駅前	橋本 駅前	往 11.9km 復 11.9km	293日	293回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR鉄道駅「高野口駅」、「紀伊山 田」に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	
		(4) 橋本市コミュニティバス 東西幹線②	橋本駅 前	高野口駅前	橋本 駅前	13.2km 循環	293日	879回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、「紀伊山田」に近 接及び接続し、接続ダイヤを設定	
		(5) 橋本市コミュニティバス 西部線	橋本駅 前	高野口駅前 学文路駅前	橋本 駅前	31.1km 循環	293日	1172回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、南海鉄道駅「紀伊 清水」、「学文路」に近接及び接続 し、接続ダイヤを設定	

- (注)
- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	橋本市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	63,621

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
63621	橋本市全域	半島振興法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
橋本市地域公共交通網形成計画	平成29年3月	平成29年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）